



国民年金だより



遺族基礎年金はどんなときに受けられるの？

国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

※子…18歳になって最初の3月31日までにいる子、または20歳未満で障がい年金の障がい等級1級または2級の状態にある子。ただし、婚姻していない場合に限りです。

受給要件

◆次の①から④のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に支給されます。

- ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
- ③老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
- ④老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

※①②に該当するときは、保険料納付要件があります。⇒ 納付要件については下記参照

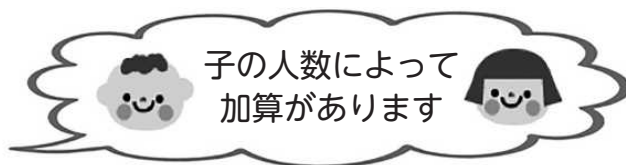
※③④については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間が25年以上ある方に限りです。

納付要件

①および②の要件については、死亡日の前日において、亡くなった月の前々月までの被保険者期間の3分の2以上の期間について、保険料（厚生年金の被保険者期間、共済組合期間を含む）が納付または免除されていることが必要です。

ただし、令和8年3月末日までに亡くなったときは、亡くなった方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

遺族基礎年金額（年額）



◆子のある配偶者が受ける場合

昭和31年4月2日以後生まれの方	・・・	816,000円	+	子の加算額
昭和31年4月1日以前生まれの方	・・・	813,700円	+	子の加算額

◆子が受ける場合

次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。

816,000円	+	子の加算額	
1人目および2人目の子の加算額	・・・	各	234,800円
3人目以降の子の加算額	・・・	各	78,300円

●お問合せ / 申請先 医療保険課 年金係 ☎0948-22-5504

※遺族基礎年金の相談は各支所では行っておりません。本庁年金係のみでの相談となります。